

#文書番号●●●

年 月 日

一般財団法人家電製品協会
専務理事 伊藤 章 殿

文書番号（任意）
作成年月日（必須）

首長の所在する事務所の住所を記入してください。 押印必須

住所
市（or 町、村）名
市（or 町、村）長

印

不法投棄未然防止事業協力 中間報告書

（2019年度分）

不法投棄未然防止事業協力実施要項（以下「協力要項」という。）第14条の規定に基づき不法投棄未然防止事業協力中間報告書（第2面）を提出いたします。

- （注1） この中間報告書に押印の上、郵送すること。さらに、第2面は電磁的記録を送信すること
- （注2） この中間報告書で使用する用語の定義は、この中間報告書に特に定めるほかは、協力要項に定めるところによるものとする。

以上

市 (or 町、村) 名

事業の中間報告書

中間報告の期間は、防止事業協力開始日から6月30日までの期間とする。

(1) 防止事業について

① 防止事業期間 (内定通知書どおり通年の防止事業期間を記載してください。) :

2019 年 月 1日 ~ 2019年 月 末日

下記要領、例に基づいて下表を記載してください。

・防止事業開始日から6月30日までに実施した実績を記載してください。

・7月1日以降の事業の計画を記載してください。

・リース物件等、助成対象の費用が継続的に発生する場合はその実績および予定で記載してください。

事業名	実績						計画					
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
パトロール	←					→	←					→
防止看板		←		作成		→	←		順次設置			→

② 実施した防止事業の内容及び変更した計画等 (個別事業ごとに記載)

実施内容が計画 (応募申請時) と異なる場合はその理由も記載してください。

実施した防止事業及びこれから実施する予定の防止事業の内容について下記項目を記載してください。

また、事業の様子がわかるような写真を提出してください (既に提出済みのものは不要です。)

【項目例】

・監視カメラ :

(a) 購入/リース台数・入手日

6月までの実績 :

7月からの計画 :

(b) 設置数・設置日

6月までの実績 :

7月からの計画 :

(c) 設置箇所

6月までの実績 :

7月からの計画 :

(d) 事業開始時未使用在庫数 (無かった場合は、「0」(ゼロ)と記載すること)

(e) 事業内容が応募申請時に計画した内容から時期で3ヶ月、数量で3割以上の変更がある場合は、その内容と理由を記載すること

・看板、のぼり旗等 :

(a) 作成数・作成日

6月までの実績 :

7月からの計画 :

(b) 設置数・設置日

6月までの実績 :

7月からの計画 :

(c) 設置箇所

6月までの実績 :

7月からの計画：

(d) 事業開始時在庫数（無かった場合は、「0」（ゼロ）と記載すること）

(e) 事業内容が応募申請時に計画した内容から時期で3ヶ月、数量で3割以上の変更がある場合は、その内容と理由を記載すること

・パトロール：

(a) チーム数、1チームの人数

6月までの実績：

7月からの計画：

(b) 1回当たりの時間

6月までの実績：

7月からの計画：

(c) 回数(日数)、延べ回数

6月までの実績：

7月からの計画：

(d) 業務の内容、特徴等

6月までの実績：

7月からの計画：

(e) 事業内容が応募申請時に計画した内容から時期で3ヶ月、数量で3割以上の変更がある場合は、その内容と理由を記載すること

(2) 引渡事業について

① 引渡事業期間（内定通知書の引渡事業期間を記載してください。）：

2019年 月 1日 ~ 2019年 月 末日

上記期間の一部または全部が、中間報告の期間にかかる場合は②、③を記載すること

② 引渡事業により対象地域において不法投棄された特定廃棄物を回収し、再商品化等実施者に引き渡した量

引き渡した量がなかった場合は必ず「0」（ゼロ）を記載すること

(単位：台)

品目	引渡月		
	◆月	◆月	◆月
ユニット形エアコンディショナー			
ブラウン管式テレビ			
液晶式及びプラズマ式テレビ			
電気冷蔵庫及び電気冷凍庫			
電気洗濯機及び衣類乾燥機			
合計			

③ 撤去等費用の発生（内定通知書に撤去等上限額が定められている場合のみ、下記のいずれか

を選択する（□をクリックし☑を表示させるか○印で選択する。）。

撤去等費用が発生したか？ □ : 発生した。 ☑ : 発生していない。

(3) 対象地域における協力要項第5条第4項第5号に規定する義務外品を排出者から引き取り、再商品化等実施者に引き渡す体制（以下「義務外品体制」という。）について

① 義務外品体制の内容

応募申請時と同じ場合、「応募申請書どおり」と記載すること。応募申請時より内容が変更になった場合は、内容・理由・時期を記載すること。但し、内定通知書の第三者委員会が内定に関して付した条件に「義務外品体制について」の記載があった場合は、対応した内容・時期を記載すること

② 当該体制の住民への周知方法

応募申請時と同じ場合、「応募申請書どおり」と記載すること。応募申請時より内容が変更になった場合は、内容・理由・時期を記載すること。但し、内定通知書の第三者委員会が内定に関して付した条件に「義務外品体制について」の記載があった場合は、対応した内容・時期を記載すること

③ 義務外品体制を利用して義務外品を排出する者が支払う収集運搬料金の単純平均額

(単位：円、消費税込み)

ユニット形エアコンディショナー	
ブラウン管式テレビ	
液晶式及びプラズマ式テレビ	
電気冷蔵庫及び電気冷凍庫	
電気洗濯機及び衣類乾燥機	

(4) 対象地域における粗大ごみの回収方式

応募申請時と同じ場合は、「応募申請書どおり」と記載すること。応募申請時より変更になった場合は、内容・理由・時期を記載すること

(5) 住民に対して特定廃棄物の適正な引渡しに関して行った広報の内容

実施した内容及び時期を具体的に記載すること。未実施の場合は予定時期を記載すること。また、成果物があれば提出すること（既に提出済みの場合は不要です。）

(6) 小売業者、収集運搬業者等の関連事業者に対し行った指導・広報の内容

(排出者からの引取義務、再商品化等実施者への引渡義務、料金の公表等について)

実施した内容及び時期を具体的に記載すること。未実施の場合は予定時期を記載すること。また、成果物があれば提出すること（既に提出済みの場合は不要です。）